

☆様々な遺言

①自筆証書遺言

：遺言者が自分で紙に書いて作成する

②公正証書遺言

：公証役場で、公証人に依頼して作成する

《check!》利害関係人であれば、公証役場で公正証書遺言の検索ができる

《check!》公証人に支払う手数料

⇒各相続人に相続させる財産の価額に基づいて、以下の表に基づく手数料を計算し、足し算をする。なお、全体の財産が1億円以下のときは、1万1000円がさらに加算される

目的の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	11000円
500万円を超え1000万円以下	17000円
1000万円を超え3000万円以下	23000円
3000万円を超え5000万円以下	29000円
5000万円を超え1億円以下	43000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	9万5000円に超過額5000万円までごとに1万1000円を加算した額
10億円を超える場合	24万9000円に超過額5000万円までごとに8000円を加算した額

(日本公証人連合会 HP から引用)

例えば、総額1億円の財産を、妻に6000万円、長男に4000万円相続させる公正証書遺言をする場合の公証人に支払う手数料

⇒妻分の手数は4万3000円、長男分の手数は2万9000円となり、その合計額は7万2000円。また、財産が1億円以下なので1万1000円を加算することになり、結局、8万3000円が手数料となる

③秘密証書遺言

：はじめから密封した遺言書を公証人に提出して確認を受ける

④特別方式の遺言：緊急の際の遺言

☆自筆証書遺言と公正証書遺言を比べてみると・・・

	自筆証書遺言	公正証書遺言
検認（けんにん）の手続	必要	不要
作成の際の証人	不要	必要（2人以上）
作成費用	自分で一から作成すれば、ほとんどかからない	公証人に支払う手数料あり
作成の手間、難しさ	書くこと自体は簡単だが、自分だけで文面を整えるのは大変	公証人らとの間で日程調整等が必要。ある程度文面のアドバイスがしてもらえる
字が書けない場合	作成できない	作成できる
形式に不備があった場合	無効になる	不備の心配はない
遺言内容の秘密性	保管方法にもよるが、ある程度保てる	少なくとも証人や公証人に内容が分かる
破棄・隠匿・改ざん	可能性あり	心配はない
遺言書の保管	簡単ではない。 なお、2020年7月10日から、法務局において自筆証書遺言の保管制度がスタート	確実に保管される

遺言書の検認って何？

⇒家庭裁判所において、遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続。検認をする前に遺言書を開封してしまうと過料の制裁があるが、検認の手続きをしなくても遺言の効力に影響はない